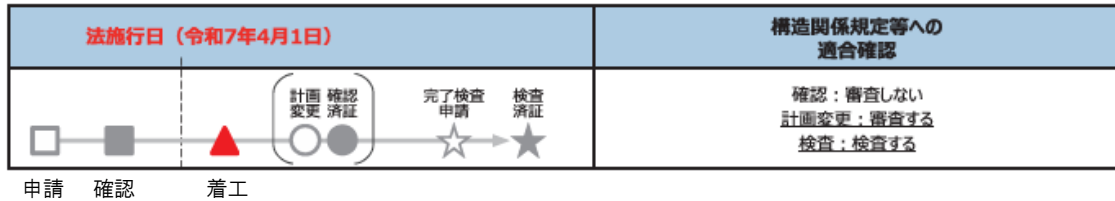


お客様各位

令和7年3月 吉日
一般財団法人 滋賀県建築住宅センター
理事長 林口 富雄

令和7年3月31日までに確認済証の交付▶着工日が4月1日以降
となる場合の留意点について

都市計画区域等の区域内（旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い）



改正法施行日前に確認済証が交付され、施行日以降に着工するものについては、着工後の計画変更や検査において、改正法への適合の確認が必要となることから、以下の事項について図書、書類の提出が必要となります。

■構造関係規定

- ・新基準による壁量判定、柱の小径算定が判るもの、耐力壁図、金物伏図
(1年間の経過措置を適用の場合、旧基準の壁量判定、耐力壁図、金物伏図が必要)

■省エネ基準関係規定

- 省エネ基準が仕様基準による場合
- ・仕様基準関連の項目を記載した図書

- 省エネ適判による場合

- ・判定通知書
- ・計画書及び省エネ適判に要した図書及び書類(センターに省エネ適判を申請の場合、提出不要)

- 設計住宅性能評価による場合

- ・評価書
- ・設計住宅性能評価に要した図書及び書類(センターに設計性能評価を申請の場合、提出不要)

- 長期優良住宅認定・長期使用構造等確認による場合

- ・認定書または確認書
- ・長期優良住宅認定・長期使用構造等確認に要した図書及び書類(センターに長期使用構造等確認を申請の場合、提出不要)

- 性能向上計画認定・低炭素建築物新築等計画の認定

- ・認定書
- ・性能向上計画認定・低炭素建築物新築等計画の認定に要した図書及び書類(センターに性能向上計画認定・低炭素建築物新築等計画を申請の場合、提出不要)

■盛土規制法

- ・計画変更がある場合は、計画変更申請時に盛土規制法の適合性を確認する書面の提出が必要
- ・計画変更がない場合は、完了検査申請時に盛土規制法の適合性を確認する書面の提出が必要

【適合性を確認する書面】

	滋賀県	近江八幡市	大津市
4月までの確認で 4月以降の着工の場合	・要否確認書 ・協議記録※1 ・許可証等	・許可不要確認書 ・協議記録※1 ・許可証等	・チェックシート ・協議記録※1 ・許可証等

- ・上記のいずれかの書面の添付が必要

※1. 盛土規制法所管課と許可不要を確認した協議記録(任意様式)
(確認済証交付後は、証明書が発行できないため)